平成２３年（フ）第１５５７号
大阪府松原市小川４丁目９番12号
債務者　萩　　忠彦
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　あや
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月１日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月16日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第２８８号
佐賀県佐賀市南佐賀１丁目９番30号
債務者　村山　　剛
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　一穂
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午前11時
5　免責意見申述期間　平成24年２月22日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２９９９号
横浜市保土ケ谷区上菅田町1635番地13
債務者　佐藤　静子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　洋平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月29日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月28日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７２号
岐阜県関市上之保4585番地１
債務者　多治見正季
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯沼　敦朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月28日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２１５号
奈良県大和高田市大字有井342番地の２
債務者　高木久美子こと　高木久美子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
奈良県香芝市磯壁３丁目90番地の３
債務者　西盛　元隆
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８７号
奈良県磯城郡三宅町大字伴堂73番地の19
債務者　横井　義之
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３８９号
奈良県橿原市見瀬町38番地　橿原神宮前スカイハイツ406、前住所奈良県橿原市石川町275番地の５
債務者　土居小百合（旧姓隅田）
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３９３号
奈良県北葛城郡上牧町大字上牧3730番地１
債務者　辻野由希子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３９４号
奈良県香芝市瓦口2206番地　ノーブル弐番館303号
債務者　髙瀬ふみよ
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３９９号
奈良県葛城市忍海257番地８
債務者　迫田　智美
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２３年（フ）第３６７号
札幌市手稲区稲穂２条６丁目14番15号　木村卓爾方、住民票上の住所函館市鍛治１丁目31番２号
債務者　小嶋　久子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
函館地方裁判所

平成２３年（フ）第１７６号
岐阜県養老郡養老町栗笠100番地
債務者　安藤　優子
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第１８０号
岐阜県不破郡垂井町宮代554番地の１　パナコーポアラキ209号
債務者　脇田　健一
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
山形県上山市四ツ谷２丁目１番34号
債務者　吉野　　康
1　決定年月日時　平成23年11月24日午前10時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
山形地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第７０５号
川崎市中原区下新城３丁目３番11号　ホワイトハウス新城102、前住所川崎市高津区子母口458番地３　公団住宅２－408
債務者　後藤三千代
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７１６号
川崎市多摩区長沢３丁目２番９号　第１米山荘201
債務者　比恵島久子
1　決定年月日時　平成23年11月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月16日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係